

2025年度事業計画書

(2025年4月1日 ～ 2026年3月31日)

2025年度においては、内外の情勢の変化に対応した各種事業の推進に努め、あわせて当局と業界との架け橋としての役割を引き続き担うこととし、具体的には以下の事業を行うこととする。

1. 自主規制に関する事項（会員の公正かつ適正な運営に関する取組）

- (1) 会員の多様性を踏まえた投資運用業および投資助言・代理業の公正・適正な運営に資するために必要な協会規則の制定・改廃等の整備に関する業務
- (2) 会員の多様性に対応したコンプライアンス研修・自主規制ルール遵守状況等調査票に関する業務
- (3) 会員の個別事案に係る相談・指導に関する業務
- (4) 臨店による会員監査その他会員の公正・適正な運営に関する業務
- (5) 上記(1)～(4)に係る金融庁その他関係機関との連絡・調整
- (6) 「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」との連携など苦情相談・あっせんに関する業務
- (7) 「個人情報の保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体としての業務

2. 会員の業務運営に関する事項（会員業務の健全な発展・拡充に関する取組）

- (1) 金融商品取引法等に係る金融庁その他関係機関に対する意見提出・折衝等、投資運用業および投資助言・代理業の活性化・ビジネス機会の拡大に関する業務
- (2) 資産運用立国に関する業務および業界のプレゼンス向上に資する業務
- (3) ESGを含むスチュワードシップ・コードへの会員の取組に関する業務およびアセットオーナーとの連携等に関する業務
- (4) コーポレートガバナンスに係る情報収集・情報発信等、コーポレートガバナンス推進に関する業務

- (5) 顧客本位の業務運営に関する業務
- (6) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する業務
- (7) オンライン研修の実施、会員からの各種届出等のデジタル化など会員の利便性向上に資する業務運営の推進
- (8) 会員の業務内容の開示に関する業務および統計資料の作成・公表等に関する業務
- (9) 会員の特性に応じた業務研修等の実施に関する業務
- (10) 大学における寄附講座の開設等将来の資産運用業界の発展を担う人材の育成および投資教育などの啓蒙に関する業務
- (11) 内外の資産運用業の実態調査および関係諸団体との連携・情報交換に関する業務

3. 投資信託協会との統合に関する事項

- 4. その他法令、定款に定める当協会の目的を達成し、会員業務の円滑な遂行に資するために必要と認められる事項

以 上